

群馬県空手道連盟の壮行金に関する規程を次のように定める。

《壮行金交付規程》

〈目的〉

第1条 この規程は、本連盟に所属する選手等が、日本の代表として空手道の海外競技会に参加するときは、壮行金を交付することとし、本県空手道及び生涯武道の振興及び競技力向上に資することを目的とする。

〈交付の対象〉

第2条 交付は、全日本空手道連盟が関わる海外競技会の日本代表となった者に対して行う。

〈交付を行う者〉

第3条 交付は群馬県空手道連盟会長が行う。

〈具申の方法〉

第4条 各道場等は、交付に該当する者がいるときは、大会の一ヶ月前までに、全日本空手道連盟より発行された、大会要項及び日本代表選手の指名書を、群馬県空手道連盟会長宛に具申するものとする。

〈壮行金の金額〉

第5条 この規程で定める海外競技会並びに一人あたりの壮行金の額は、次の範囲とし、一行程で複数の競技会に参加する場合は、その内の1競技とする。

1	オリンピック大会	そのつど定める
2	世界選手権大会	20,000円
3	アジア大会	20,000円
4	その他の国際競技会等	10,000円
5	監督・役員として参加する者	そのつど定める

〈交付の決定〉

第6条 交付は、各道場等からの具申に基づいて、常任理事会の議を経て群馬県空手道連盟会長が決定する。

〈交付の期日・方法〉

第7条 交付は、本人またはその家族に、郵送または手交をもって行う。

〈その他〉

第8条 この規程に定めるもののほか、壮行金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は 平成16年 4月 4日 施 行